

令和8年度 高知県浦戸湾東部流域

広域型の官民連携事業に関する 民間市場調査（説明会）

説明資料

令和8年8月21日

高知県・高知市・南国市・香美市

本日も説明する内容

- ① 下水道事業を取り巻く情勢
- ② 浦戸湾東部流域下水道事業で想定している事業スキームの概要
- ③ 民間事業者の皆様にお聞きしたいこと



下水道事業を取り巻く情勢

下水道を取り巻く情勢の変化（下水道法の改正）

！ 背景・課題

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
 - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要があるため、下水道法が改正。

下水道法改正（令和8年7月）

1 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立（下水道法・道路法・道路特措法）

- (1) 確実な老朽化状況の把握：診断基準の法制化、点検頻度・方法の基準の見直し、維持管理状況を公表
- (2) 下水道の戦略的な再構築：下水道の構造について複線化を考慮すべきことを原則化
- (3) 道路管理者との連携強化：道路管理者の協力が必要な事項を事業計画に位置付け

2 道路地下空間の安全性確保（道路法・道路特措法）

- (1) 道路占有者と道路管理者の連携強化：道路の占有者と管理者で協定締結して点検・修繕等を連携実施
- (2) 占用許可制度の見直し：占用物件の維持管理に関する事項の追加、竣工図等の提出の義務付け

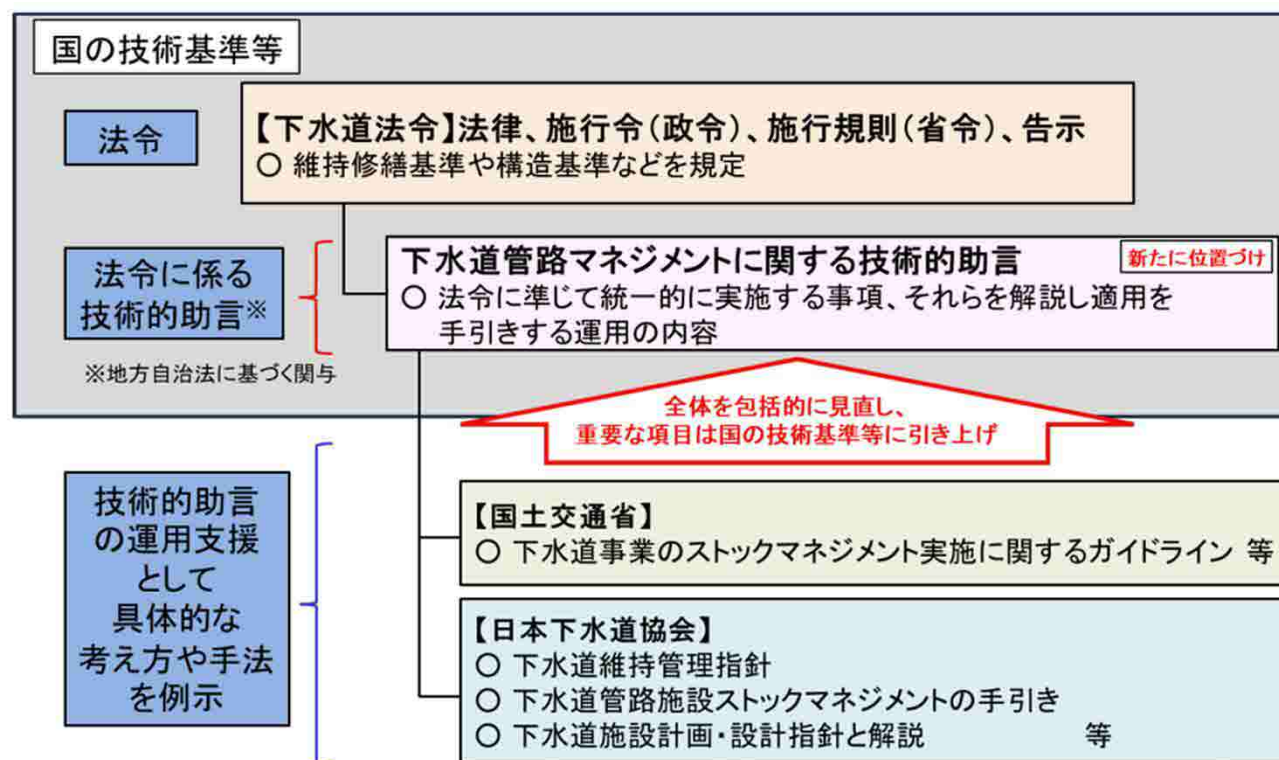
3 下水道マネジメントを支える基盤の強化（下水道法）

- (1) 下水道の基盤強化・広域連携の推進
 - （創 設）・国の基本方針、都道府県における広域連携推進計画の策定制度
 - ・市町村が管理する公共下水道を都道府県加入の一部事務組合が管理できる特例
 - ・協議による点検・修繕・改築の他の自治体による代行制度
 - ・災害・事故時の都道府県による復旧工事の代行制度
 - （明確化）・災害時の関係者連携の責務、改築を見据えた下水道使用料の算定の考え方
- (2) 下水道区域の見直し：人口減少を踏まえた集合処理から個別処理への転換

下水道管路マネジメントに関する技術基準等の見直し

八潮市で発生した道路陥没事故を受けて「下水道管路マネジメントに関する技術基準等」の見直しについても検討が進められており、**点検・調査・診断に関する基準についても見直され、今後の維持管理、改築更新の考え方や業務量もこれまでのものから大きく転換**される予定。

今後、「国の技術基準等」の内容を踏まえ、「技術的助言の運用を支援するための具体的な考え方や手法の例示」としての、国土交通省のガイドラインや（公社）日本下水道協会の指針等についても、見直しが行われる予定。



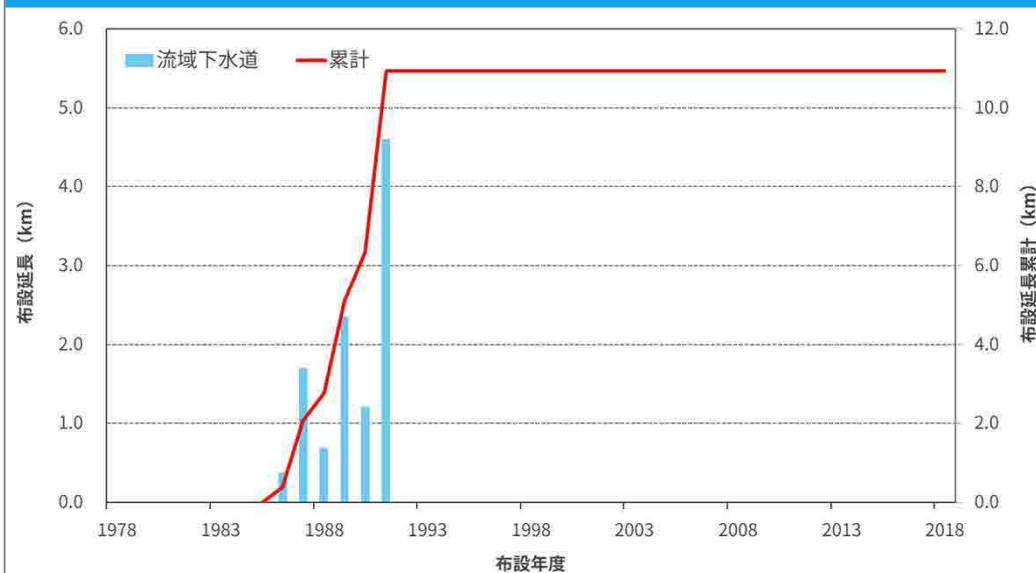
下水道管路マネジメントに関する技術基準等の位置づけ

(出典) 国土交通省「第4回下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会（令和7年12月）」

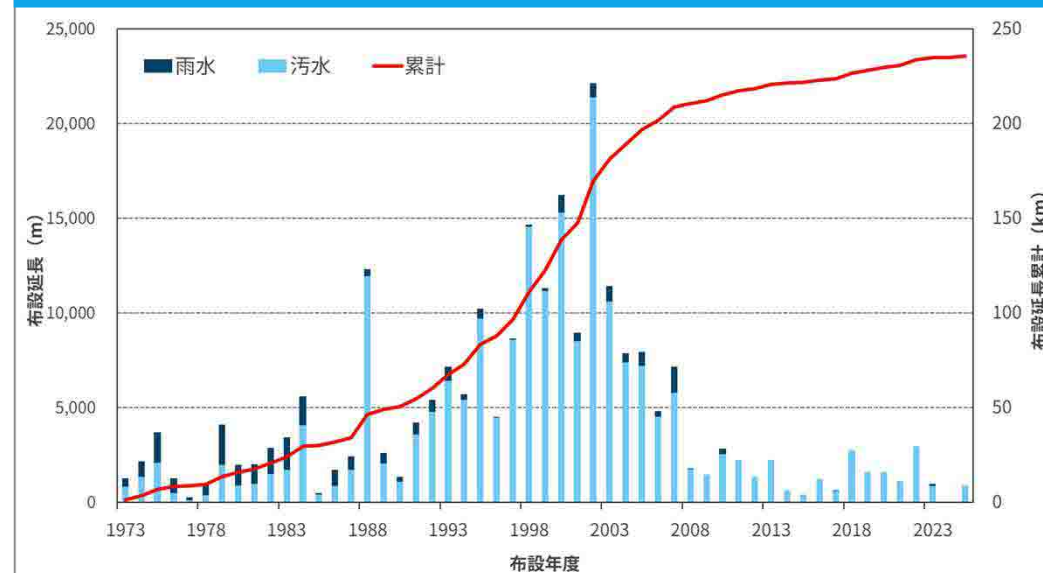
各団体における管路の老朽化の状況

現在は50年を経過している老朽化している下水道管は少ないが今後増加してくる

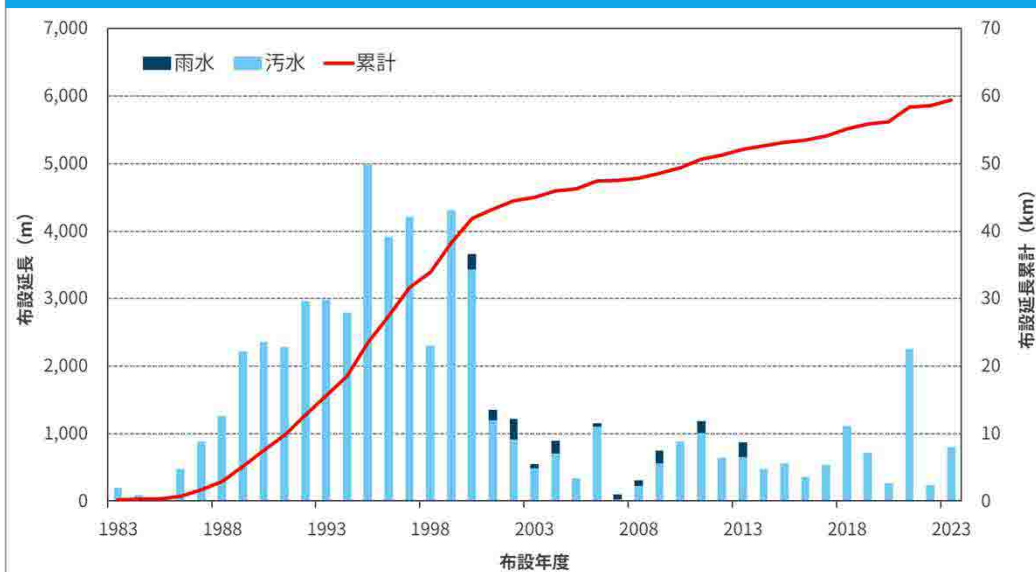
高知県



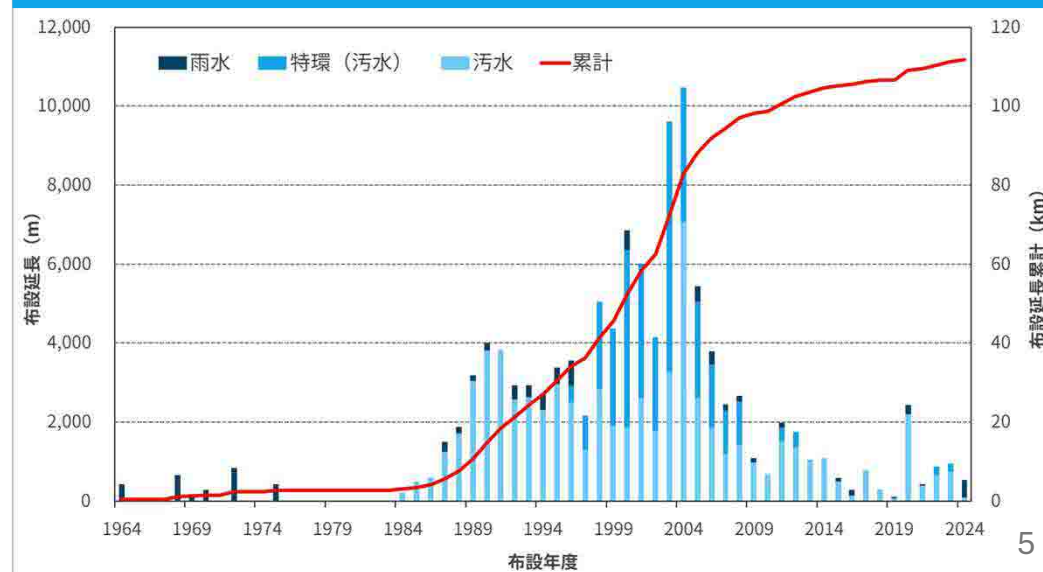
高知市（浦戸湾東部流域）



南国市（浦戸湾東部流域）

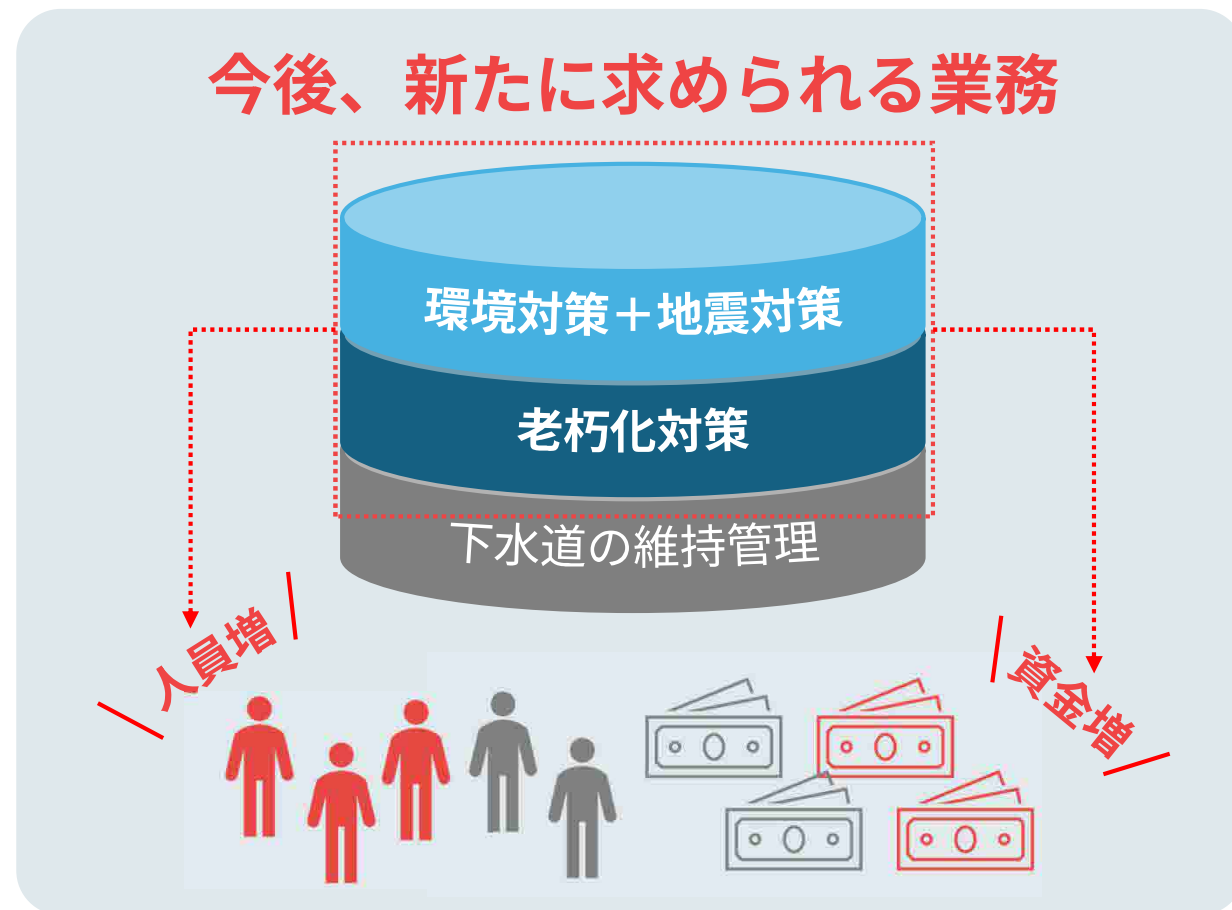


香美市（浦戸湾東部流域）



今後下水道事業に求められる役割

下水道サービスの持続性を高めるため、管路・処理場・ポンプ場の老朽化対策や環境対策、地震対策等、様々な施策を実施していくことが必要



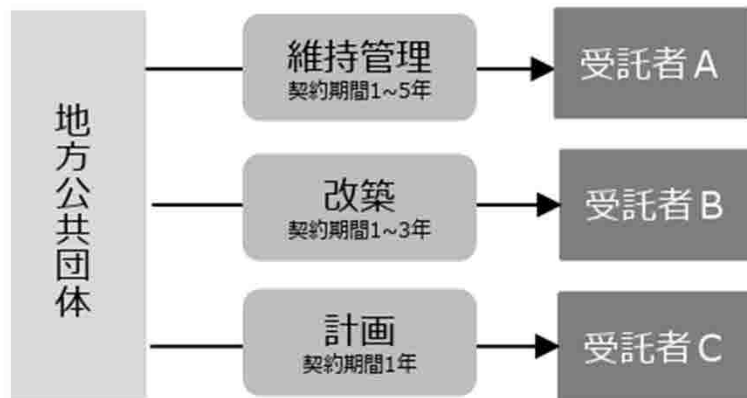
業務実施には、「**人員、体制の確保**」、「**業務の効率化**」、「**資金の確保**」が求められる

官民連携の必要性

国は下水道事業が抱える課題を解決するための手法の一つとして
民間の創意工夫を活かし、事業の効率化を向上させることができる
官民連携事業（PPP/PFI）の推進を掲げている。

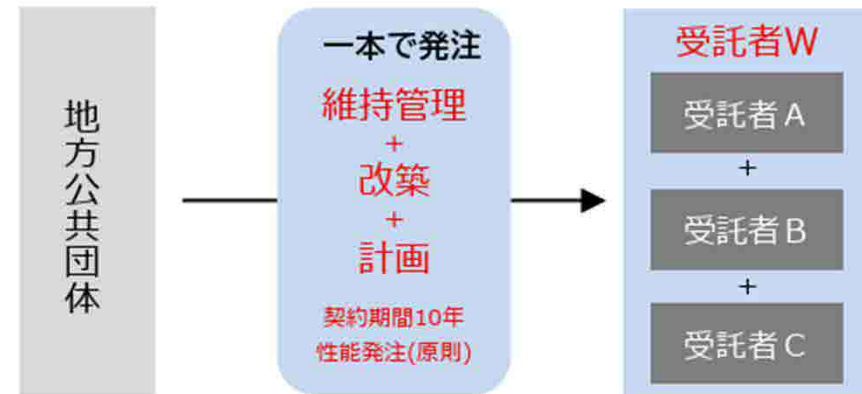


従来の業務形態
～個別発注～



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→（自治体）発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
- （民間）業務が小さい・短い人手がかかり投資がづらい。
性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

これからの業務形態
～「水の官民連携」～



- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
▶管理の質の向上を期待
- 契約期間が長期▶ スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
- 性能発注が原則▶ 民間の創意工夫が発揮しやすい
- 各取組間での連携がスムーズ▶ 事業の効率化、自治体の労力減

官民連携とは？

官（自治体）と民（民間企業）がそれぞれの得意なことを持ち寄って、地域のインフラ（下水道など）と一緒に支えていく仕組み

PUBLIC / 自治体

官
(市役所など)



▼ 得意なこと

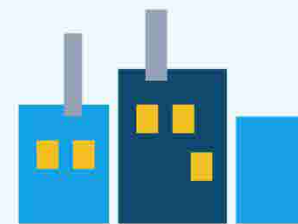
- ・ 住民への責任を持つ
- ・ 施設の所有
- ・ 公平性・継続性の確保

PARTNERSHIP

互いに連携して
「お互いの強みを生かす」
のがポイント

PRIVATE / 民間企業

民
(地元企業・専門会社)



▼ 得意なこと

- ・ スピード感と効率
- ・ 現場の専門技術・ノウハウ
- ・ 新しい技術や工夫

官民連携で何が変わるのか？ 【発注の方法が変化】

包括的民間委託や水の官民連携（ウォーターPPP）を導入することで、複数の業務を複数年（3～5年（レベル1～3）／10年（レベル3.5））で一括発注することにより、事務作業の軽減や効率化を図るものである

【従来】 業務ごと・毎年バラバラ



毎年契約事務が大変...

- ・各契約は1年（単年度）がほとんど
- ・自治体は業者ごと・業務ごとに契約・検査
- ・業者間の連携が取りづらい



【これから】 1本にまとめて複数年契約



事務がスッキリ！

- ・契約は10年（レベル3.5）／3～5年（レベル1-3）で1本
- ・自治体は1つの窓口とやりとりすればOK
- ・複数業務の調整は受託者側で一括対応

官民連携で何が変わるのか？ 【受託体制が変化】

1者では全ての業務を担えないため、複数の会社がチームを組んで受託する

パターン①

JV 共同企業体

複数の会社が「肩を組んで」お互い責任を持ち合うチーム

共同企業体（JV）（例：6社構成の場合）



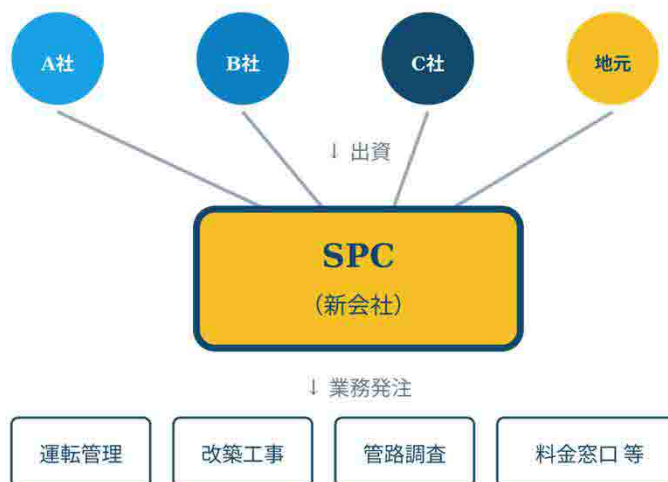
▼ JVの特徴

- ✓ 各社がもとの会社そのまま参加
- ✓ 出資比率で責任の重さが決まる
- ✓ **地元企業が参加しやすい**
- ✓ 建設業の許可を持つ企業を含める必要あり

パターン②

SPC 特別目的会社

事業のためだけに新しい会社を1つ作る方式



▼ SPCの特徴

- ✓ 事業のためだけの**新会社**を設立
- ✓ 責任の所在が**SPC1社に集約**される
- ✓ 各社は出資してSPCに人を派遣／業務を再委託
- ✓ 地元企業も**出資 or 再委託先**で参加可能

浦戸湾東部流域下水道での官民連携について

！ 背景・課題

● 人口減少による厳しい経営環境

人口減少に伴い使用料収入の減少が見込まれる中、施設の老朽化による改築更新費用が増大しており、持続可能な経営基盤の強化が急務となっている。

● 執行体制の脆弱化

ベテラン職員の退職や職員数の減少により、技術継承や適切な業務執行体制の維持が困難になりつつある。

● 国の動向

国は課題解決のための一つの手法として、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」において、水の官民連携（ウォーターPPP）を示しており、特に、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（3.0版）」では広域型の官民連携事業の必要性についても強く推奨されている。



高知県浦戸湾東部流域が目指す姿

● 広域型の水の官民連携（ウォーターPPP）の導入

「管理・更新一体方式（レベル3.5）」のうち「**更新支援型**」を採用し、民間のノウハウを活用した維持管理の効率化と、改築更新計画の最適化を図る。

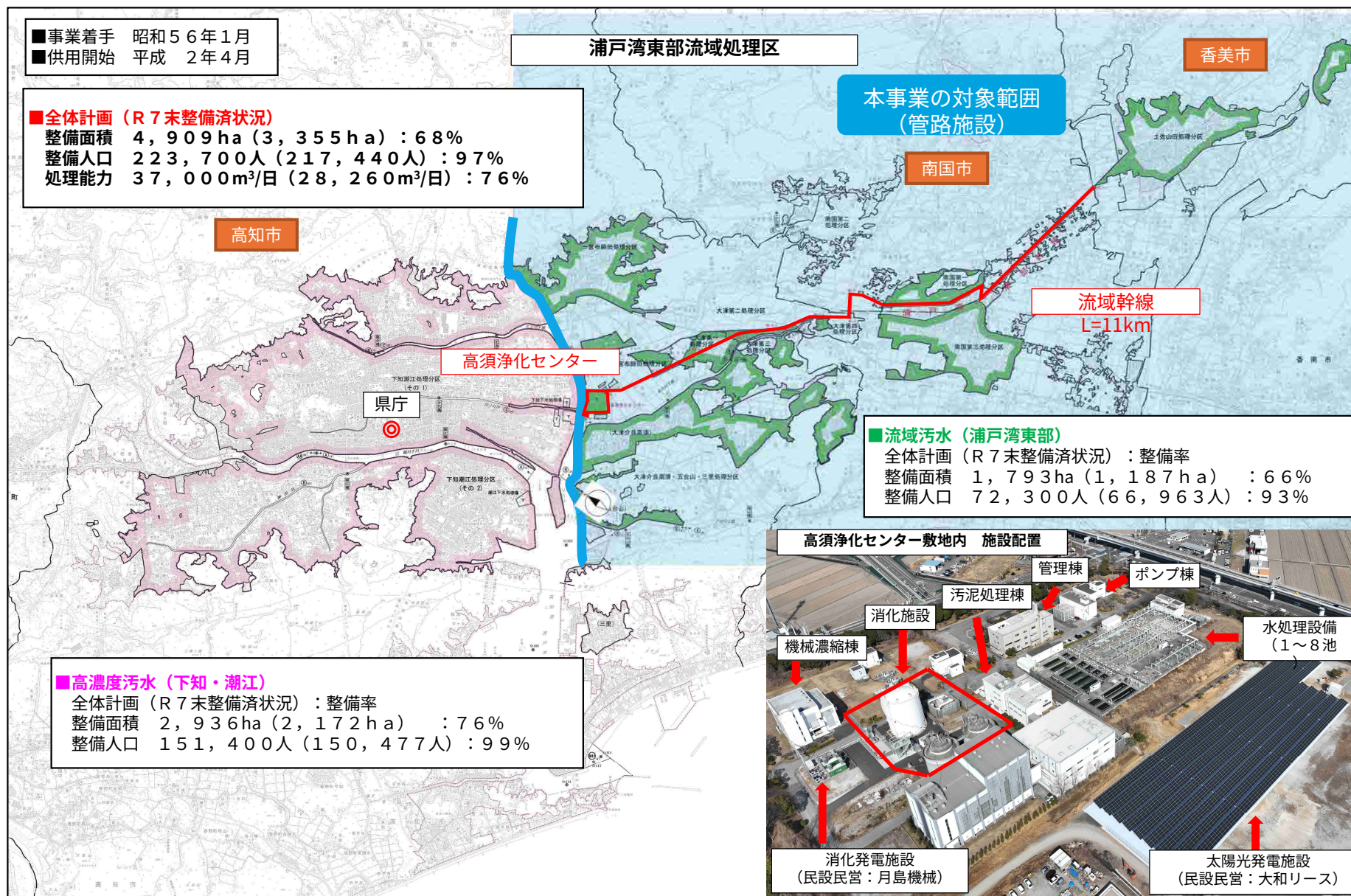
民間事業者の皆様とのアンケート調査等を通じて、最適な事業スキーム・リスク分担等の考え方について把握し、実施方針等に反映させていただきます。

2

浦戸湾東部流域下水道事業で 想定している事業スキームの概要

浦戸湾東部流域下水道事業の概要

- 高知県浦戸湾東部流域下水道事業（以下、「浦戸湾東部流域」と表記）は、平成2年4月から供用開始しており、浦戸湾東部流域に位置する高知市、南国市、香美市の3市で構成されている。



浦戸湾東部流域下水道事業の概要

- 高知県浦戸湾東部流域下水道事業（以下、「浦戸湾東部流域」と表記）は、平成2年4月から供用開始しており、浦戸湾東部流域に位置する高知市、南国市、香美市の3市で構成されている。

高知県（流域下水道）

- ① 汚水事業のみ
- ② 高須浄化センターは供用開始から35年経過し計画的に改築更新を進めている。
- ③ 高須浄化センターの包括的民間委託の契約期間は令和10年度まで。
- ④ 管路は約11km。昭和61年から整備開始し経過年数は古くて39年。まだ耐用年数を越えていない。

高知市（流域関連公共下水道）

- ① 汚水事業及び雨水事業を実施
- ② 管路は約232km（汚水約209km、雨水約23km）。昭和48年から整備開始し経過年数は古くて52年。耐用年数超過は全体の約3%。
- ③ マンホールポンプは4台、雨水スクリーン32台、雨水ゲート2台。

南国市（流域関連公共下水道）

- ① 汚水事業及び雨水事業を実施
- ② 管路は約60km（汚水約58km、雨水約2km）。昭和58年から整備開始し経過年数は古くて42年。耐用年数超過は0%。
- ③ マンホールポンプは4台。

香美市（流域関連公共下水道＋特環公共下水道）

- ① 汚水事業及び雨水事業を実施
- ② 管路は約114km（汚水約70km、雨水約11km、特環33km）。流域関連は、汚水は昭和59年、雨水は昭和36年、特環は平成8年から整備開始し、経過年数は古くて61年。耐用年数超過は2%。
- ③ マンホールポンプは34台（流域関連10台、特環24台）。

水の官民連携※（ウォーターPPPとは）

PPP・PFI

官民連携 (PPP)

「Public Private Partnership」の略。
行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称。民間のノウハウを活用し、サービスの質向上や効率化を目指す。

民間資金等活用事業 (PFI)

「Private Finance Initiative」の略。
公共施設の建設・維持管理・運営等に、民間の資金や経営能力・技術力を活用する手法（PFI法に基づく）。



官と民が「パートナー」として協力

管理・更新一体方式（レベル3.5）

従来の手法と、運営権を設定する手法（レベル4：コンセッション）の中間に位置する新しい官民連携方式。以下の4要件の充足が必要。

1 長期契約

原則10年間の契約期間を設定し、安定的な運営と人材育成を図ります。

2 性能発注

「やり方」を指定せず「結果」を求めることで、民間の創意工夫を引き出します。

3 管理と更新の一体化

日々の維持管理の情報を、将来の更新（改築）計画に直接反映させます。

4 プロフィットシェア

事業中の工夫でコストが下がった場合、その利益を官民で分配します。

本事業のタイプ：更新支援型

本事業は管理・更新一体方式の「**更新支援型**」を採用。

民間事業者は「更新計画の作成支援」までを行うものの、**実際の更新工事（改築・布設替え等）の発注は、これまで通り発注者（県・市）が行います。**

※地方公共団体からの「横文字は馴染みにくい」との意見もあり、令和8年から「水の官民連携」に名称を改めている。

第1回民間市場調査結果の概要（令和6年度）

【ウォーターPPP民間市場調査（第1回）まとめ】

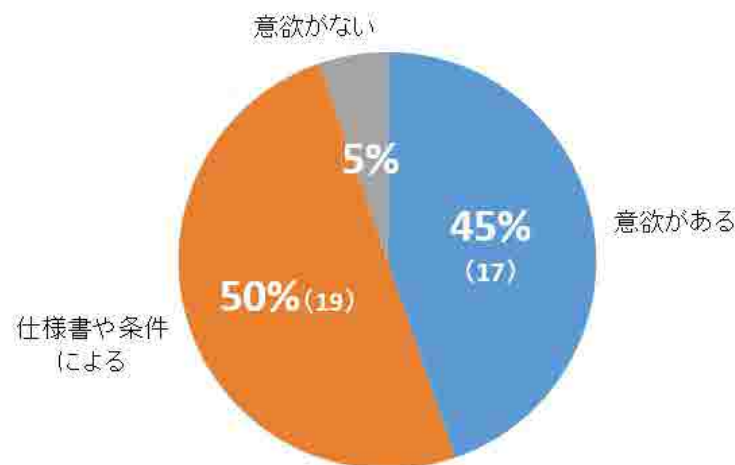
対象処理区：浦戸湾東部流域全体

対象施設：汚水処理に係る処理場、管路（雨水施設を除く）

本事業への参入意欲

45%が「意欲がある」と回答

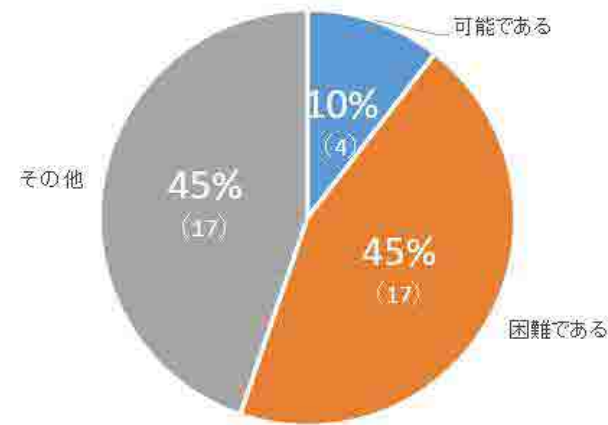
意欲がある



雨水施設を含んだ場合の体制構築

45%が「困難である」と回答

困難である



この間の検討で想定している事業スキーム（案）

本事業の**対象処理区は2区**、**対象施設は5分類**とする。

○＝対象 ／ －＝対象外

① 対象処理区

区分	対象	内訳（担当自治体）
浦戸湾東部処理区	○	高知県、高知市、南国市、香美市
美良布処理区	○	香美市（特定環境保全公共下水道）

② 対象施設

区分	対象	内訳（担当自治体）
下水道管路（汚水）	○	高知県、高知市（流域関連公共下水道区域のみ）、南国市、香美市
下水道管路（雨水） 水の官民連携対象外（仕様発注）	△	高知市、南国市、香美市 ※スクリーン・ゲートも対象とする
マンホールポンプ	○	高知市、南国市、香美市 ※南国市・香美市は修繕対応のみ
ポンプ場（雨水）	－	対象外
下水処理場	○	高知県

この間の検討で想定している事業スキーム（案）

③ 対象業務

本事業は原則として「**更新支援型**」を採用。

※維持管理と更新計画案の作成支援を一体的に行うものの、**設計・改築工事自体は含まない**。



事業スキーム（案）における各業務の概要

区分：全体

中分類	業務項目	業務概要	想定事業量 (全体10年分)
全統括	■ 統括管理業務	工程・品質管理の窓口として計画書・報告書を作成。実施データの整理・蓄積を行う。 必要に応じて、災害対応の協力体制を求めるとともに、訓練等の実施を想定。	一式
計画	■ 更新計画案の作成	SM計画に基づき、直近5年程度の具体的な改築更新計画の策定・見直しを行う。	一式

区分：下水道管路

下水道法改正により基準等が見直されるため、各種業務の事業量は提示数量よりも増加する見込み。

中分類	業務項目	業務概要	想定事業量 (全体10年分)
維持管理	■ 巡視	地上部を目視確認し異常を把握。下水道台帳との整合確認を行い、安全状態を管理する。	110km（高知県）
	■ 概略点検	腐食リスク箇所を地上から目視点検。マンホール、本管、蓋の異常を早期に察知する。	12,000か所
	■ 詳細点検	潜行目視やTVカメラで管内を精査。健全度を評価し、改築更新の判断材料とする。	80km
	■ 清掃	予防保全または閉塞対応として汚泥を除去。流下能力の確保と施設の長寿命化を図る。	385か所
	■ 現場対応	住民通報に即応し閉塞・臭気等に対応。緊急修繕等を行い市民生活の影響を解消する。	110件
修繕・改築	■ 小修繕	緊急の補修や蓋交換を1件200万円未満の範囲で実施。機動的な維持管理を行う。	検討中（上限金額で提示予定） 400件程度を想定
	■ 取付管工事	取付管の新設施工を適正に行う。	320か所
その他	■ 幹線流量計点検	日常の点検および計測を適正に行う。	一式
	■ 工業用水道点検	工業用水道に関わる日常の巡視を実施する。	7.4km

事業スキーム（案）における各業務の概要

区分：マンホールポンプ

中分類	業務項目	業務概要	想定事業量 (全体10年分)
維持管理	■ 保守点検	巡回監視、設備状態の把握・記録、消耗品交換、清掃等によりポンプ機能を維持する。	一式
	■ その他業務	マンホールポンプ内の除塵、除砂、スカム除去等を適正に実施する。	
	■ 小修繕	1件200万円未満の範囲で事前に修繕方法を協議・見積合わせし、上限枠内で実施。	検討中（上限金額で提示予定）
	■ 現場対応	苦情対応や異常通報・停電時に現場へ出勤。ポンプ清掃や自家発運転等を行う。	50件

区分：下水処理場

中分類	業務項目	業務概要	想定事業量 (全体10年分)
維持管理	■ 運転管理	プロセス制御、異常時対応、水質管理を実施。各種報告書を作成し安定稼働を維持。	一式
	■ 点検	設備状態記録、補充、軽微修理を実施。法令に基づく法定点検を確実に履行する。	
	■ 水質検査	適切な水質管理のため、基準に準じた水質試験を実施し徹底した精度管理を行う。	
	■ 施設管理	場内清掃、植栽、警備・防火管理を実施。臭気測定等の環境対策も並行。	
	■ その他技術業務	現場立ち合いや軽微な修繕など、処理場運営に必要な各種技術業務を実施する。	
	■ 小修繕	1件200万未満の修繕を見積合わせし上限枠内で順次実施。精算払い。	検討中（上限金額で提示予定）
	■ 物品の調達・管理	薬品や消耗品を計画調達。在庫管理と適正処分により安定と安全を確保する。	一式
	■ 光熱水費の契約・支払	施設運営に必要な電気、ガス、水道等ユーティリティの適切な調達を行う。	
	■ 汚泥運搬・処分	汚泥搬出の立ち合い、記録。発生した産業廃棄物の適正な管理および処理を行う。	
	■ 植栽管理	敷地内における植木の剪定、刈り込み、散水等の作業を計画的に実施する。	
その他	■ 廃棄物処分	し渣、沈砂、混合廃棄物の適正な運搬および処分を確実に履行する。	一式
	■ 部品費	プラント設備に係る機械・電気部品費の適切な調達・管理を行う。	
	■ 施設見学及び住民対応	施設見学の説明対応や周辺住民からの苦情・窓口対応を誠実に行う。	

広域型官民連携事業の契約方式（案）

本事業は4団体が一体となり、共同での公募・事業者選定を行ったうえで、個別での契約を締結することを想定。



事業実施体制の考え方

広域かつ長期にわたる本事業において、民間事業者の皆様が最も力を発揮しやすく、かつ地域貢献にもつながる実施体制についてご提案を求める予定をしている。

以下は現在、比較検討を進めている案であり、どのような体制が最適であるか、ご意見をいただきたい。



共同企業体（現場実施型）

JV構成員が自ら実務を担当

特徴

代表企業、維持管理会社、建設会社等がJVを構成し、各構成員が自社のリソース（人員・機材）を用いて直接業務を行う

長所

地元企業がJV構成員として参画しやすく、技術移転や人材育成の機会が増える。地域への直接的な貢献度が高い。

留意点

構成員が多くなると意思決定や調整に時間を要する場合がある。責任分担の明確化が必要。



共同企業体（統括中心型）

JVは管理に特化、現場は協力企業

特徴

少数の企業でJVを構成し、統括管理やマネジメント業務に特化。現場の実務は多数の「協力企業」に再委託して実施する

長所

意思決定が迅速に行える。現場の状況に応じて、柔軟に協力企業を選定・配置換えできる。

留意点

現場作業の品質（点検レベル等）を統一するためのマニュアル整備や教育指導が重要となる。



特別目的会社（SPC）

本事業専用の新会社を設立

特徴

出資企業により、本事業の遂行のみを目的とした新法人（SPC）を設立し、契約主体とする

長所

事業責任の所在が明確。親会社とは独立した会計・労務管理が可能で、長期的な安定性が高い。

留意点

法人設立の登記費用や維持運営コスト（税務・会計等）が発生する。設立までの準備期間が必要。

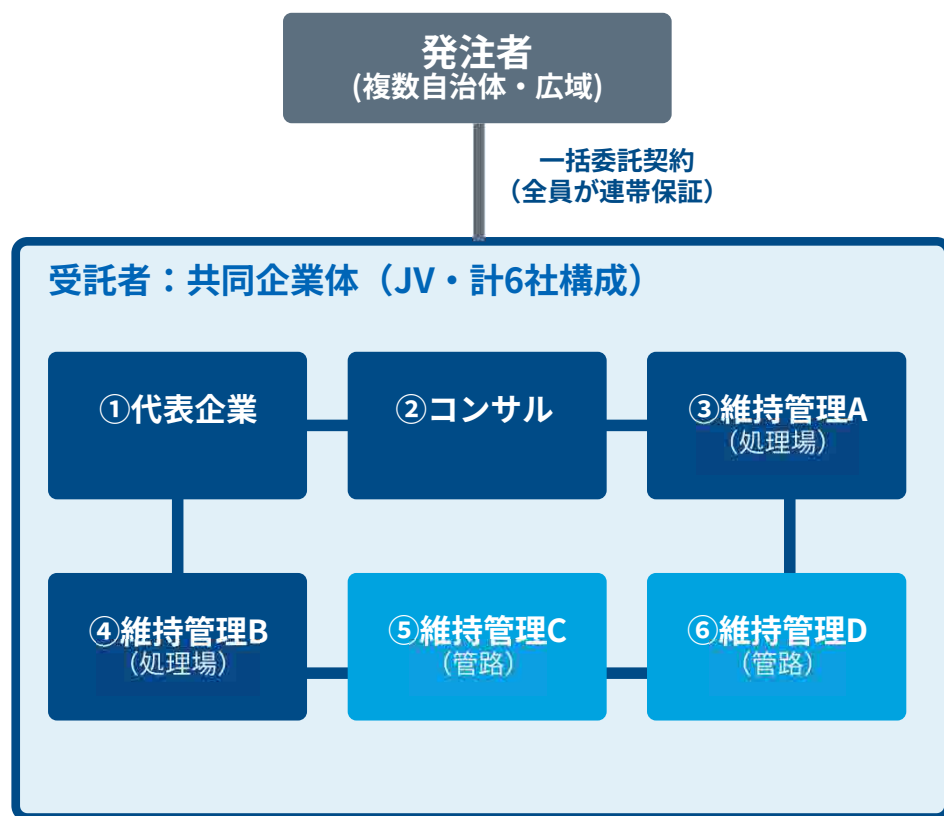
事業実施体制（共同企業体）の具体的なイメージ

共同企業体（現場実施型）

多数の地元企業が代表企業とともに対等な立場でJV構成員となる体制

大手企業と地元企業（例では計6社）がフラットにJVを組成。全員が対等の権利を持ち、現場の実働業務を直接分担する。

【構成イメージ図（関与：6社の場合）】

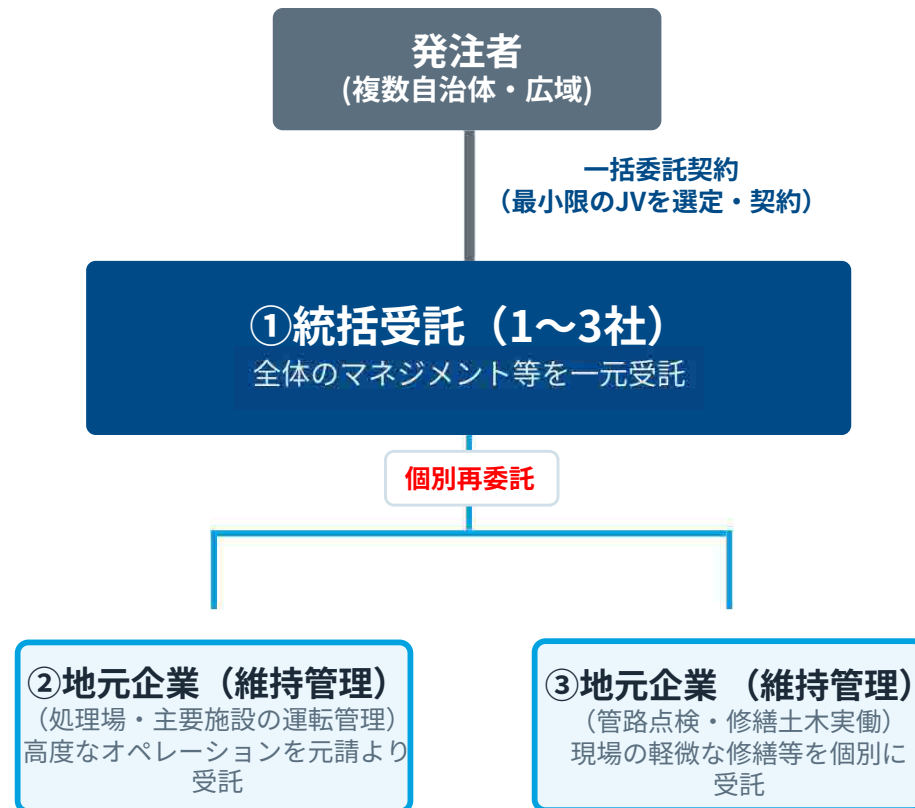


共同企業体（統括中心型）

契約・保証責任を完全に一元化し、契約組成の手間を最小限に抑える体制

契約全体責任を引き受ける少数JVのみが官と契約。実働となる地元企業は協力会社として関与し、全体でわずか1～3社の極めてスリムな連携となる。

【構成イメージ図（関与：3社の場合）】



性能指標による発注の導入の考え方

基本的な考え方

詳細な手順・頻度を指定する「仕様発注」ではなく、求める結果（水準）を提示し、その達成手段は受託者の創意工夫に委ねる「性能発注」を導入することで、効率化と質の両立を目指す。
ただし、これまでに包括的民間委託が進められていなかった管路施設については段階的に移行する。

処理場

既に性能発注を導入

既契約の包括的民間委託において
性能発注を導入

現在の内容

- ✓ 流入水等の基準
（流入水量、脱水汚泥量、流入水質、汚泥性状）
- ✓ 放流水質、消化ガス、脱水汚泥、悪臭
- ✓ （努力目標）省エネに関する取組

管路施設（段階的移行）

初期（1～5年目を想定）

仕様発注ベース

実態把握・台帳整備を優先

既存の点検・清掃計画（仕様）に基づき確実に業務を実施しつつ、施設の劣化状況や不明箇所のデータを蓄積・整理する。



中期以降（6年目以降を想定）

性能発注へ移行

データに基づく最適化

蓄積したデータを活用・分析し、性能発注要素を取り入れて、部分的に性能基準（機能維持）へ移行する。

性能指標による発注の導入のイメージ（管路施設）

第1フェーズ（今回：R11～R20）

性能発注への移行準備 （現状と同様）

仕様発注を継続しながら、 性能発注への移行準備 を進める

- 手段・頻度の指定
（例：年1回清掃）
- 実施数量（アウトプット）
の管理
- 結果責任は限定的

① 業務数量

仕様書に基づく履行が中心となり、効率化が働きにくい。

事業
評価

性能発注への移行

人員、時期、機器、方法等を受託者に
委ねた上で維持管理を実施

管理対象

目標管理指標

アウトプット指標

1. データ蓄積・実態把握

業務数量

実施結果

両データの蓄積により現状を可視化



2. 相関分析と協議

因果関係の検証

官民対話による適正指標の検討

※ペナルティ無し。
次期指標の妥当性を検証する期間。

事業
評価

第2フェーズ（次期：R21～）

管理対象

アウトカム指標

プロセス指標

アウトプット指標

3. 指標の振り分けと運用

分析→相関あり【アウトカム】

成果責任を民間事業者に委ねるものと
し未達成の意場合はペナルティの対象

アウトカムと連動【プロセス】

アウトカムの未達成時に救済措置として
活用し、総合評価に反映する

※民間事業者のノウハウを最大限活用し、
LCC削減とサービス水準の両立を目指す。

参考：具象的な性能指標への移行イメージ

事例① 管路清掃

清掃延長（m）

閉塞件数（件）



アウトカム指標

閉塞件数●件

プロセス指標

計画実施率100%

事例② 緊急対応

現場到着時間（分）



アウトカム指標

到着時間遵守率100%

性能指標による発注の導入（まとめ）

下水処理場

性能指標

- ① 放流水水質契約基準（pH、BDO、COD、SS、T-N、T-P、大腸菌数）
- ② 消化ガス契約基準（単位有機物量あたりの消化ガス発生量、消化ガス中の硫化水素濃度（脱硫後））
- ③ 脱水污泥契約基準（含水率）
- ④ 悪臭契約基準（敷地境界（22項目）、放流水（4項目））

努力目標指標

省エネに関する取組（水処理施設におけるエネルギー消費原単位を最終年度で5%以上低減する運転管理に努めること）

下水道管路施設・メンテナンス

前半（1～5年目を想定）

仕様発注を継続しながら、性能発注への移行準備を進める

- 手段・頻度の指定（例：年1回清掃）
- 実施数量（アウトプット）の管理
- 結果責任は限定的

① 業務数量

仕様書に基づく履行が中心となり、効率化が働きにくい。

事業評価

後半：性能発注への移行（6年目以降を想定）

人員、時期、機器、方法等を受託者に委ねた上で維持管理を実施

管理対象

目標管理指標

- ・道路陥没箇所数
- ・管路等閉塞発生件数
- ・下水道維持管理サービスに対する苦情件数（又は 第三者への事故発生件数）

アウトプット指標

1. データ蓄積・実態把握

業務数量

実施結果

両データの蓄積により現状を可視化



2. 相関分析と協議

因果関係の検証

官民対話による適正指標の検討

※ペナルティ無し。次期指標の妥当性を検証する期間。

今後のスケジュール

以下のスケジュールのとおり、現在の高須浄化センターの包括的民間委託の契約切り替えのタイミングにより、新たな「水の官民連携（ウォーターPPP）」の事業開始を予定している。
そのため、令和10年度頭に公告を実施し、年内をめどに契約締結を実施する予定である。

	R6	R7	R8				R9	R10	R11
情報と課題の整理・確認	情報収集・整理								
民間市場調査	市場調査		市場調査準備	市場調査					
共同実施手法の検討		事例収集・整理	先行事例収集・整理	実施手法案決定					
共同実施スキームの検討		方針案検討			方針案再検討	スキーム案決定			
費用・導入効果の整理		効果算定			効果算定		事業費試算		
公告資料の作成						情報収集・整理	実施方針 要求水準書作成		
予算措置							予算要求		
公告～選定								公告・審査・選定	
契約・移行・事業開始								契約	事業開始～
関連事項	高須浄化センター包括民間委託								
	汚水管の改築に関する国費の交付要件化								

現在



民間事業者の皆様にお聞きしたいこと

民間事業者の皆様にお聞きしたいこと（アンケート調査）

Q1 事業スキームの受容性評価

本事業では、**高知県・高知市・南国市・香美市**が連携する広域型の事業スキームを説明資料（別紙）で提示しています。
この事業スキームに対する各項目について、民間事業者としてのお考えをお聞かせください。。

【選択肢①】発注・選定の方式（共同公募・個別契約）について

①	発注・選定の方式（共同公募・個別契約）についてお聞かせください。 ※ 最も近い回答の1つに「○」をつけてください。
	(1)民間事業者として大きなメリットがある
	(2)おおむね受け入れられる
	(3)どちらともいえない
	(4)やや受け入れがたい
	(5)受け入れがたい（理由を自由記述に記載ください。）

【選択肢②】対象施設について

②	対象施設についてお聞かせください。 ※ 最も近い回答の1つに「○」をつけてください。
	(1)現行案の対象施設で概ね妥当であり、対応可能
	(2)一部対象施設の追加・変更が必要だが、概ね対応可能
	(3)対象施設が多すぎるため、絞り込みが必要
	(4)対象施設が不十分であり、追加が必要

【選択肢③】業務範囲について

③	業務範囲についてお聞かせください。 ※ 最も近い回答の1つに「○」をつけてください。
	(1)現行案の業務範囲で概ね妥当であり、対応可能
	(2)一部業務の追加・変更が必要だが、概ね対応可能
	(3)業務範囲が広すぎるため、絞り込みが必要
	(4)業務範囲が不十分であり、追加が必要

【選択肢④】自由意見について

④	事業スキームについて、ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

#本設問の狙い

広域型事業スキームの全体的な受け入れ可能性を多角的に把握する。共同公募・個別契約という発注方式の実務的な受容性、処理場・ポンプ場・管路・取付管を含む業務範囲の適否について、民間事業者としての評価を定量・定性の両面から収集し、公募条件の設計に反映させる。

民間事業者の皆様にお聞きしたいこと（アンケート調査）

Q2 参画形態の意向と地元企業連携方針

県と3市（高知市・南国市・香美市）が連携して実施する広域型水の官民連携（ウォーターPPP）事業への参画について伺います。
Q1でお示した事業スキームの詳細を踏まえた上で、説明会資料（別紙）で提示した**参画形態の意向**、および**地元企業との連携方針**や**望ましい実施体制**についてお聞かせください。

【選択肢①】説明会資料で提示した体制の中での最適なパターンについて

①	説明会資料により提示した事業体制の中で最適であると体制についてお聞かせください。 ※ 最も近い回答の1つに「○」をつけてください。
	(1)JV：共同企業体（現場実施型）
	(2)JV：共同企業体（統括中心型）
	(3)SPC：特別目的会社

【選択肢②】事業スキームを踏まえた参画形態の意向について

②	事業スキームを踏まえた参画形態の意向についてお聞かせください。 ※ 最も近い回答の1つに「○」をつけてください。
	(1)代表企業として参画を希望
	(2)JVまたはSPC等の構成員として参画を希望
	(3)協力会社（下請け）として参画を希望
	(4)情報収集のみまたは検討中
	(5)現時点では参画意向なし（理由を自由記述に記載ください）

【選択肢③】地元企業との連携方針について

③	地元企業との連携方針についてお聞かせください。 ※ 該当するものすべて に「○」をつけてください。
	(1)JVまたはSPC等の構成員として参画させる方針
	(2)協力会社（下請け）として計画的に活用
	(3)特定業務（保全・巡視等）を地元企業に委ねる
	(4)可能なら活用したい（未計画）
	(5)活用予定なし（理由を自由記述に記載ください）

【選択肢④】事業スキームを踏まえた実施について

④	事業スキームを踏まえた実施についてお聞かせください。 ※ 最も近い回答の1つに「○」をつけてください。
	(1)単独企業としての実施が望ましい
	(2)JVでの実施が望ましい
	(3)SPCとしての実施が望ましい
	(4)現時点ではよく分からない

【選択肢⑤】自由意見について

⑤	参画形態の意向と地元企業連携方針について、ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

#本設問の狙い

事業スキームの具体的な内容を理解した上での参画意向を確認するとともに、地元企業の活用方針を一体的に把握する。参画条件や懸念点を収集することで公募条件の精緻化に活用する。あわせて、JV構成員・下請け・特定業務委託など、地元企業の関与形態と発注比率・育成方針を把握し、公募条件への地元企業活用要件の設定可否を検討する。

民間事業者の皆様にお聞きしたいこと（アンケート調査）

Q3 施設の維持管理における性能基準化・性能発注の移行アプローチ

施設の維持管理における**段階的な性能基準化**および**性能発注の導入**について、貴社としてどのような移行アプローチが現実的とお考えでしょうか。移行の軸（エリア・管種・リスク・データ整備状況等）および性能発注の導入時期・水準について、以下の各観点からご意見をお聞かせください。

性能発注の導入時期：①契約当初から導入する案

②初期は実態把握・仕様発注を中心とし、契約中間時点で理想的なアウトカムとしての性能基準を本格導入する案

③初期は実態把握・仕様発注を中心とし、契約中間時点で緩やかな性能基準を段階的に導入する案

④契約期間を通じて仕様発注を継続する案

【選択肢①】 段階移行の軸について

①	段階移行の軸についてお聞かせください。 ※該当するものすべてに「○」をつけてください。
	(1)見直し時期を定めたうえで移行（例：○年目に見直し）
	(2)調査完了したものから段階移行（例：概略点検、詳細点検等が完了した施設から性能発注）
	(3)改築・修繕が完了したものから段階移行（例：受託期間中に改築・修繕が完了した施設から性能発注）
	(4)データ整備が完了したエリアから移行
	(5)その他（詳細は④に記載してください。）

【選択肢②】 下水処理場における性能発注の導入時期・水準について

②	下水処理場における性能発注の導入時期・水準についてお聞かせください。 ※ 最も近い回答の1つに「○」をつけてください。
	(1)契約当初から性能発注を導入可能
	(2)契約中間時点での本格的な性能発注の導入が望ましい
	(3)契約中間時点での緩やかな性能発注の導入が望ましい
	(4)契約期間を通じて仕様発注が望ましい

【選択肢③】 下水道管路における性能発注の導入時期・水準について

③	下水道管路における性能発注の導入時期・水準についてお聞かせください。 ※ 最も近い回答の1つに「○」をつけてください。
	(1)契約当初から性能発注を導入可能
	(2)契約中間時点での本格的な性能発注の導入が望ましい
	(3)契約中間時点での緩やかな性能発注の導入が望ましい
	(4)契約期間を通じて仕様発注が望ましい

【選択肢④】 自由意見について

④	施設の維持管理の性能基準化・性能発注の移行アプローチについて、ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

#本設問の狙い

管路施設の性能基準化・性能発注導入について、民間事業者が現実的と考える移行軸・移行時期・水準・前提条件を一体的に把握する。エリア・管種・リスク・データ整備状況など移行の軸の選好と、契約当初からの導入可否・中間時点での本格導入・緩やかな導入といった段階的アプローチの選好を同時に確認することで、実態に即した性能発注の移行ロードマップを設計する。

民間事業者の皆様にお聞きしたいこと（アンケート調査）

Q4 長期契約下の価格調整メカニズム

10年間の長期契約においては、**物価・人件費・資機材費等のコスト変動**が事業の継続性に大きく影響します。こうした変動リスクへの対応として、どのような**価格調整メカニズム（スライド条項等）**を契約に盛り込むことが望ましいとお考えでしょうか。

【選択肢①】 価格調整メカニズムの種類について

①	価格調整メカニズムの種類についてお聞かせください。 ※ 該当するものすべて に「○」をつけてください。
	(1)物価指数連動（年次調整）（例：年〇%以上となった場合に協議が可能）
	(2)人件費指数連動（職種別）（例：数式を設定して、適宜価格を調整）
	(3)乖離時の再協議条項（例：必要が生じた際に、委託者と受託者で協議により決定）
	(4)その他（詳細は②に記載してください。）

【選択肢②】 自由意見について

②	長期契約下の価格調整メカニズムについて、ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

価格調整の基本ロジック

長期契約において、物価変動等によるコスト変動を適切に反映させるため、**物価指数・人件費指数**等を基準とした調整メカニズムを設けることで、事業の継続性を確保します。

#本設問の狙い

持続可能な価格メカニズム設計の示唆を獲得し、長期契約下でのコスト変動リスクを適切に分担する条件を整備する。物価指数・人件費連動の範囲、再協議条項の発動条件、上限・下限設定など、民間が必要とする価格調整ルールを具体的に把握する。

民間事業者の皆様にお聞きしたいこと（アンケート調査）

Q5 広域スキームのメリット・技術提案環境

本事業のような**複数団体にまたがる広域的な事業スキーム**について、民間事業者にとってどのようなメリットがあるとお考えでしょうか。**スケールメリット、技術力の蓄積、収益性の安定など**、期待される効果についてご意見をお聞かせください。

また、**広域型の長期契約**である本事業のスキームは、**新技術・新手法の導入や業務改善提案**を行いやすい環境とお考えでしょうか。また、本事業において技術提案や改善提案を積極的に行う意向についてもお聞かせください。

【選択肢①】 メリット評価について

①	メリット評価 ※ 該当するものすべてに「○」をつけてください。
	(1) スケールメリットによるコスト削減効果が見込める
	(2) 長期・広域契約による経営の安定性・収益予見性が高まる
	(3) 広域での技術・ノウハウの蓄積・横展開が図れる
	(4) 人員・機材の広域融通による効率的な運用が可能になる
	(5) 広域実績の獲得により他地域への展開に有利になる
	(6) 特段のメリットは感じない（理由を自由記述に記載ください）

【選択肢②】 新技術・新手法の導入提案のしやすさについて

②	新技術・新手法の導入提案のしやすさ ※ 最も近い回答の1つに「○」をつけてください。
	(1) 非常に提案しやすい
	(2) おおむね提案しやすい
	(3) どちらともいえない
	(4) あまり提案しやしくない
	(5) 全く提案しやしくない

【選択肢③】 技術提案・改善提案を行う上での課題について

③	技術提案・改善提案を行う上での課題 ※ 該当するものすべてに「○」をつけてください。
	(1) 提案に対するインセンティブ（報酬・評価）が不明確
	(2) 提案採用後の費用負担の取り扱いが不明確
	(3) 発注者側の意思決定プロセスに時間がかかる
	(4) 提案した技術・手法の知的財産権の扱いが不明確
	(5) 特段の課題はない

【選択肢④】 自由意見について

④	広域スキームのメリット・技術提案環境について、ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

#本設問の狙い

広域・長期契約というスキームが、民間の技術革新や業務改善の提案意欲を高める効果を把握する。また、提案しやすい環境づくりに必要な契約上の工夫（インセンティブ設計、知的財産権の取扱い、意思決定の迅速化等）を明確にし、技術提案を促進する公募条件の設計に反映する。

アンケート調査の概要

実施期間： 令和8年8月24日（月） ～ 令和8年9月11日（金）午後5時まで

配布方法： 高知県HPにより公表 （令和8年8月24日（月）より）

提出方法： Microsoft Formsを活用したアンケート

ご協力のほどよろしくお願いいたします。